

\*\*\*\*\*

## 静内ケアセンターだより 3月15日号

認知症高齢者GH・ケア付き高齢者住宅・デイサービス・訪問介護・患者輸送・文責下川幸志

私は認知症になつても普通の生活  
ができる。何もかも解らなくなる訳では  
ないと主張してきた。

グループホーム「ほほ笑みハウス」で暮らすKさんを選挙に連れていったら「Kさんは成年後見人を付けたので選挙権がありません」と帰された。“何で?”が率直な気持ちであった。成年後見制度を使うまでは、ちゃんと普通に選挙ができていたのに…

財産管理と選挙権行使する能力は明らかに異なる。認知症の人達と暮らす仲間として許せないので反対行動をして来た。さわやか福祉財団は「市民後見」を推進しているが、選挙権喪失がある以上認められないと、尊敬する堀田理事長のインストラクターであるが事ある度に持論を開いてきた。

東京地裁の定塚裁判長が画期的な勇気ある判決を言い渡した。「選挙権行使して社会参加し、国民として堂々といい人生を生きてください」と笑顔で原告の名児耶匠さんに語りかけたという。拍手！

国際的にも、オーストリアも制限していたが  
**1987年**に違憲とし制限を撤廃。英國でも

**2006年**に廃止。フランスでは、審判の際、裁判官が、財産管理ができるか能力とは別に、投票できるかどうかを個別に判断し、選挙権の維持や停止を決定する。ハンガリ一も**2010年**一律の制限を改正した。ドイツも選挙権は個別に判断し選挙権を失うのは数%に過ぎないという。成年後見制度を利用している人が昨年で**13万6400人**である。不正投票の防止から国民の権利である選挙権を一律に剥奪するなんて信じられない。私も認知症になって、成年後見人を付けたら選挙権が剥奪されるなら裁判に訴える。私という人間が否定されるからである。国は控訴すべきでない！

「成年後見人に付くと選挙権を失う」とした公選挙法の規定は參政権を保障した憲法に違反するとして、知的障害がある茨城県の女性が国に選挙権の確認を求めた訴訟で、東京地裁は14日、規定を違憲とした。定塚裁判長は「後見人が付くと選挙権を認めることは許されない」と述べた。



成年後見人・知的障害や認知症などによって判断力が欠如した人の契約行為や預貯金の引き出しなどの財産管理を代行する。禁治産制度に代わり、2000年に導入された。障害者らの親族のほか、弁護士や司法書士が就くことが多い。

